

石狩湾新港 入港のしおり

令和7年12月
石狩湾新港安全対策協議会

目 次

I. 石狩湾新港の概要	1
1-1 石狩湾新港概況.....	1
1-2 石狩湾新港の港湾区域（石狩湾新港管理組合公示第2号（昭和53年4月10日））	1
1-3 石狩湾新港の港域（港則法施行令（第1条関係））	1
II. 石狩湾新港入港方法及び注意事項等	2
2-1 入港方法.....	2
2-2 ポートラジオ	2
2-3 錨泊場所等.....	2
2-4 水先関連.....	3
2-5 各種通報.....	4
2-6 石狩湾新港の航路標識.....	4
図1 石狩湾海域協定航路図（2-1 関係）	6
図2 石狩湾新港の航路標識（2-6 関係）	7
III. 石狩湾新港での台風津波等対策	8
3-1 総論.....	8
3-2 台風等に対する対応表.....	8
3-3 津波に対する対応表	9
IV. その他.....	10
4-1 大型 LNG 船入出港時における航行自粛について.....	10
4-2 石狩湾新港管理組合による取決め等について	10
V. 参考資料.....	12
5-1 関係規則.....	12
5-2 係留施設一覧	13
5-3 曳船一覧.....	15
5-4 船員法指定医療機関一覧	15
5-5 港湾関係官公署等	16
5-6 港湾施設使用料.....	17
5-7 石狩湾新港の沿革.....	19

I. 石狩湾新港の概要

1-1 石狩湾新港概況

石狩湾新港は、北海道の日本海に臨む石狩湾沿岸のほぼ中央に、石狩市と小樽市をまたぐ形で位置しています。道内の政治・経済の中心である札幌圏に位置する港湾です（札幌市中心部から約 15km、車で約 30 分）。

港域は、東地区、中央地区、花畔地区、樽川地区及び西地区の 5 地区から構成されており、それぞれの地区は、リサイクル基地、エネルギー供給拠点、国際コンテナ輸送基地、産業・生活物資を供給する物流基地、国際物流ターミナルといった役割を担っています。



1-2 石狩湾新港の港湾区域（石狩湾新港管理組合公示第 2 号（昭和 53 年 4 月 10 日））

石狩湾新港の港湾区域は、小樽市西浜三角点（9.6 メートル）（北緯 43 度 11 分 33.806 秒東経 141 度 16 分 48.8 秒）から 235 度 1,900 メートルの地点から 320 度 3,600 メートルの地点まで引いた線、同地点から 48 度 5,900 メートルの地点まで引いた線、同地点から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。

1-3 石狩湾新港の港域（港則法施行令（第 1 条関係））

石狩湾新港(※)の港域は、鯨塚三角点（10 メートル）（北緯 43 度 12 分 55 秒東経 141 度 18 分 51 秒）から 28 度 600 メートルの地点から 315 度 3,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 228 度 5,900 メートルの地点まで引いた線、同地点から 140 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面となります。

※港則法上の港名は石狩湾港となる。

Ⅱ. 石狩湾新港入港方法及び注意事項等

2-1 入港方法

石狩湾新港の港口は北側と西側の2箇所となりますが、西側については、出入り口付近に定置漁業権が設定されているため、北側から出入港することを推奨します。周辺海域から北側港口へ入港する際は、図1の石狩湾海域協定航路図^(※1)に記載された自主航路に参考に、港口に向けて進入するのが良いでしょう。港口の目印として、石狩湾新港北防波堤の北側に設置されている石狩湾港北防波堤北灯台(北緯43度13分43秒、東経141度17分21秒)があるので、防波堤から十分に距離を離して港口へ進入してください。

※1 石狩湾海域協定航路図とは、石狩湾新港の各港へ入出港する船舶の航行と漁業操業の安全を図るため、昭和56年に日本船長協会や地元漁業協同組合等の関係者において設定した自主航路を示したものです。

2-2 ポートラジオ

石狩湾新港管理組合は、石狩湾新港に入出港する船舶の港内及び周辺海域における航行の安全と港湾業務の効率的な遂行を図るため「港務通信用海岸局(以下、石狩ポートラジオ)」を開局し、石狩湾新港に入港する船舶への連絡等の通信業務を外部委託しています。呼出名称等は以下の通りですので、ご活用ください。

- 呼出名称：石狩ポートラジオ
- 電波の形式(F3E)：CH11(156.55 MHz)、CH12(156.60 MHz)、CH14(156.70 MHz)
CH16(156.80 MHz)
- 通達距離：約70キロメートルの海域
- 業務時間：午前6時～午後4時
- 電話番号：0134-31-5635
- ファックス番号：0134-31-5667
- メールアドレス：GZZ03721@nifty.ne.jp

2-3 錨泊場所等

石狩湾新港は、港域内外とも底質が砂であり、錨かきが悪い場所となります。特に冬季は北寄りの風や波が大きいときには、走錨の危険性が高く、過去乗揚げ事故が多発していることから錨泊には適しません。

走錨による事故の再発を防止し、港湾機能を維持するため石狩湾新港安全対策協議会において、別添資料①「船舶の安全運航確保のための合意事項」のとおり実施するものとなっていますので、ご留意ください。

2-4 水先関連

(1) 連絡先

小樽水先区水先人会

(2) 連絡方法

- ① 窓口（所在地：小樽市色内1丁目2-18(浜ビル内)）
- ② 電話（電話番号：0134-22-5380）
- ③ ファクシミリ（FAX 番号：0134-22-5380）
- ④ 電子メール（Email：otaru-pilot@nifty.com）

(3) 連絡事項

以下の情報をお伝えください。

- ① 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び載荷の種類
- ② 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所
- ③ 水先区間および水先開始予定時刻
- ④ 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否

(4) 引受条件

次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した共有体制」に支障がないことを条件とする。

- ① 水先人の選任について利用者からの要請がない場合
 - ア. 原則として、利用者から水先開始予定時刻の12時間前までに申し込みされたものであること。
 - イ. 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。
- ② 水先人の選任について利用者から要請がある場合
 - ア. 次のすべての要件を満たすものであること。
 - (ア) 当該水先人が当該要請を応諾すること。
 - (イ) 当該要請が水先開始予定時刻の48時間前から12時間前までに申込みされたものであること。（ただし、6時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。）
 - (ウ) 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間（1時間）及び休息时间（1時間）を含めるものとする。
 - (エ) 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じる恐れがないこと。
 - ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。
 - イ. 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

(5) 安全運航基準

- ① 風速 11M以下であること。
- ② 波高 2.5M以下であること。
- ③ 視程 1,000m以上であること。
- ④ U K C は、バース水深の 10%以上であること。
- ⑤ G / T 10,000 以上、又は L 140m 以上は曳船 2 隻を使用のこと。
- ⑥ 接岸速度は、10 c m / s 以下であること。
- ⑦ 入出港時間帯は
 - ア. 入港船については、日出から日没までとする。
 - イ. 出港船については、L 200m 以下の場合は 24 時間、L 200m 超の場合は日出から日没までとする。

2-5 各種通報

(1) 船舶保安情報（改正 SOLAS 条約関係）

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、外国の港から石狩湾新港に入港しようとする全ての船舶は、入港する 24 時間前までに「船舶保安情報」を小樽海上保安部に通報してください。

なお、通報者は一義的に船長ですが、当該船舶の所有者又若しくは所有者の代理人（代理店等）が通報することができます。

(2) 保証契約情報（船舶油濁等損害賠償保障法）

船舶油濁等損害賠償保障法に基づき、本邦以外の地域から石狩湾新港に入港しようとする国際総トン数 100 トン以上の一般船舶及び国際総トン数 300 トン以上のタンカーは、入港前に「保障契約情報」を北海道運輸局へ通報して下さい。

2-6 石狩湾新港の航路標識

石狩湾新港及び周辺海域には、次の航路標識が設置されています（図 2）。

灯火の消灯など航路標識の異常を発見した場合は、石狩湾新港管理組合（☎0133-77-6065）に連絡してください。

施設番号	名称	灯質	光達距離
①	島防波堤航路標識灯	単閃緑光、4 秒 1 閃光	5.5km
②	石狩湾新港管理組合導灯（前灯）	不動赤光	4.6km
③	石狩湾新港管理組合導灯（後灯）	不動赤光	4.6km
④	中央水路灯浮標 No. 1	単閃緑光、4 秒 1 閃光	5.5km

施設 番号	名 称	灯 質	光達距離
⑤	中央水路灯浮標 No. 2	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑥	中央水路灯浮標 No. 3	単閃緑光、4秒1閃光	5.5km
⑦	中央水路灯浮標 No. 4	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑧	中央・東地区泊地 A 灯浮標	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑨	中央・東地区泊地 B 灯浮標	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑩	石狩湾港北防波堤北灯台 (設置者：海上保安庁)	群閃赤光、6秒2閃光	13.9km
⑪	中央・東地区泊地 D 灯浮標	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑫	東船溜東防波堤灯標	単閃緑光、4秒1閃光	5.5km
⑬	東船溜西防波堤灯標	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑭	中央・東地区泊地 E 灯浮標	単閃黄光、4秒1閃光	5.5km
⑮	北防波堤小樽側標識灯	単閃緑光、4秒1閃光	5.5km
⑯	西防砂堤標識灯	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑰	西1号バース灯浮標 (沖側)	単閃黄光、4秒1閃光	4.5km
⑱	西1号バース灯浮標 (陸側)	単閃黄光、4秒1閃光	4.5km
⑲	東地区航路護岸標識灯	単閃赤光、4秒1閃光	5.5km
⑳	東防波堤標識灯 (東 A 防波堤) (設置者：石狩湾漁業協同組合)	単閃緑光、4秒1閃光	4.5km
㉑	北電石狩湾新港発電所第一号浮標 (設置者：北海道電力株式会社)	単閃黄光、3秒1閃光	4.6km
㉒	北電石狩湾新港発電所第二号浮標 (設置者：北海道電力株式会社)	単閃黄光、3秒1閃光	4.6km
㉓	北防波堤北端施設灯 (設置者：北海道開発局(小樽港湾事務所))	単閃黄光、3秒1閃光	6.5km

※ 名称の下段に設置者の記載がない標識は、石狩湾新港管理組合が設置したものの。

Ⅲ. 石狩湾新港での台風津波等対策

3-1 総論

石狩湾新港を含む石狩、後志地域に所在する港則法適用港では、台風・低気圧及び地震津波等に対する船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を図ることを目的として組織された「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会」において、台風や発達した低気圧の接近に伴い、暴風警報等が発表された場合や地震が発生し、津波警報等が発表された場合における船舶等の執るべき対応が定められています。

このほか、石狩湾港長からも、港則法第 39 条第 4 項に基づき、上記対応とほぼ同様の対応を執るよう勧告が発出されますので、台風等や津波に備えた早期の対応をお願いします。

3-2 台風等に対する対応表

種別	発表条件	対策と措置
注意喚起	台風、低気圧、暴風（雪）に関する北海道地方気象情報もしくは石狩地方気象情報が発表されたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の気象情報に留意するとともに荒天に備えること。 2 操業中の漁船については、早めに帰港し荒天に備えること。 3 安全に係留できる船舶は、増索等検討し荒天に備えること。 4 危険物積載船は、安全対策を遵守し、荒天に備えること。 5 錨泊船は、走錨防止対策を余裕のある時期に行い荒天に備えること。 6 石狩湾新港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。
第一体制	台風の暴風域が 12 時間以内に到達又は暴風（雪）警報が発表されたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型船（漁船、作業船、プレジャーボート等）は、係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 2 大中型船は、荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 3 危険物積載船は、余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。 4 錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。
第二体制	台風の暴風域が 6 時間以内に到達又は暴風（雪）警報（風速 25m/s 以上）が発表されたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型船（漁船、作業船、プレジャーボート等）は、係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 2 大中型船のうち、タグボートの支援等を必要とする大型船は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。

種別	発表条件	対策と措置
		<p>3 上記以外の大中型船は、荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。</p> <p>4 危険物積載船は、余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。</p> <p>5 錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。</p>

※ 最大風速 40m/s 以上の暴風域を伴う台風等が到達する予報がある場合は、発出条件によらず前倒しで発出することができる。

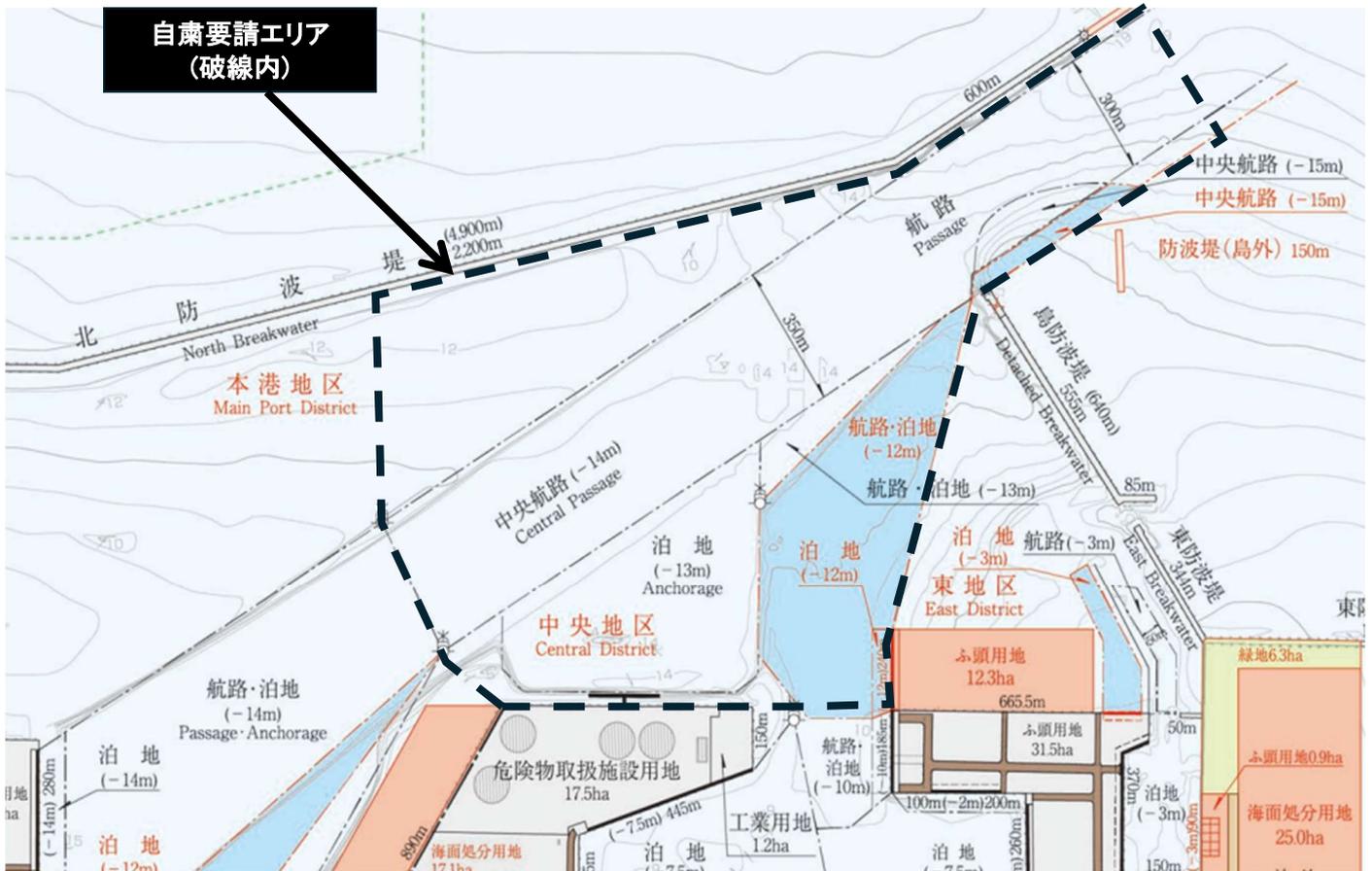
3-3 津波に対する対応表

種別	発表条件	対策と措置
第一体制	北海道日本海沿岸北部または同南部に津波注意報が発表されたとき	<p>1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。</p> <p>2 津波の来襲に備えた対策措置を行い、速やかに避難できるよう準備すること。</p> <p>3 荷役・作業等を中止し、津波の来襲に備えた安全対策措置を取ること。</p>
第二体制	北海道日本海沿岸北部または同南部に（大）津波警報が発表されたとき	<p>1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。</p> <p>2 港外避難可能な船舶は、直ちに避難すること。</p> <p>3 在泊船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置を取り、直ちに安全な場所へ避難すること。</p> <p>4 荷役・作業等を中止し、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を取り、直ちに安全な場所に避難すること。</p>

IV. その他

4-1 大型 LNG 船入出港時における航行自粛について

中央埠頭 LNG 栈橋を使用する大型 LNG 船の入出時において、港内の航行安全を確保するために、以下のエリアでの航行自粛を求められます。自粛内容の詳細は、当該船舶の入港の前にお伝えする都度の事前案内で確認することになります。



4-2 石狩湾新港管理組合による取決め等について

(1) 公共岸壁における標準船型を超える船舶について

各岸壁に定められている標準船型を超える船舶は、中央埠頭を除き事前に安全性の検証を行った場合のみ、接岸の許可を得ることが出来ますので、ご注意ください。

なお、安全性を検討する上で、特に専門的な計算を要する【係船柱(係留限界風速)】と【防舷材(接岸限界速度)】に関しては、対象岸壁の管理者である石狩湾新港管理組合において検証可能な場合がありますので、お問い合わせください。

※ 岸壁における標準船型は一般的に-7.5m岸壁で5,000DWT、-10m岸壁で15,000DWT、-14m岸壁で50,000DWTとなり、詳細は後段の係留施設一覧をご覧ください。

※ 中央埠頭については、各岸壁の管理者にお問い合わせください。

(2) 東2号岸壁を使用する外航船に係る接岸・離岸作業時の安全対策について

東2号岸壁を使用した外航船による隣接岸壁の船舶と護岸への接触事故等を鑑み、港長及び水先人からの助言を踏まえ、当該岸壁使用に係る船舶航行の安全対策の実施を求めます。

(1) 対象

東2号岸壁を使用するスラスタ非搭載の外航船における接岸作業と離岸作業。

(2) 安全対策

①当該岸壁の標準船型である5,000DWT以内の船舶で、船長が当該岸壁を初めて使用する場合は、次の安全対策を要請する。

- ・水先人、曳船、ラインボートの内、1つ以上を状況に応じて適切に使用すること。

②当該岸壁の標準船型である5,000DWT以上の船舶の場合は、次のとおりとする。

- ・船長が当該岸壁を初めて使用する場合は、水先人と曳船を使用すること。
- ・船長が当該岸壁を過去に使用したことがある場合は、曳船を使用すること。

V. 参考資料

5-1 関係規則

(1) 港湾管理者関係

- ① 総トン数 500 トン以上の船舶は入出港届を石狩湾新港管理者に提出しなければなりません。
(石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例第 22 条第 1 項)
- ② 船舶の総トン数に関する扱いは次の通りとなります。
(石狩湾新港港湾施設管理条例施行規則第 14 条第 4 項、第 5 項)
 - ア. 船舶の総トン数は、原則として公の発行する証書に記載してあるものを用いる。
 - イ. 総トン数の記載のない船舶については、管理者が認定する。ただし、けい留施設の使用料を計算する場合に限り、船体の全長メートル数が総トン数を 100 で除した数値に 75 を加えた数値以上の船舶については、【(全長のメートル数-75) ×100】により算出した数値を総トン数とみなすが、これにかかわらず、はしけの場合は、はしけの満載積トン数の 60 パーセントをもつて総トン数とみなす。
- ③ 船舶の係留に際して、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
(石狩湾新港港湾施設管理条例施行規則第 15 条)
 - ア. 荒天のため船舶又はけい留施設に危害を及ぼすおそれがあるときは、速やかに適当な措置をとり、いつでも離岸できるよう準備すること。この場合において、職員の指示を受けたときは、これに従うこと。
 - イ. 火災その他危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、速やかに離岸その他適当な措置をとること。
 - ウ. 船舶の排せつ管と岸壁防舷材との接触を防止するため、適当な防舷具を使用すること。
 - エ. ごみその他船内において生じた汚物をエプロン又は海中に投棄しないこと。
 - オ. 舷側にけい留する船舶等は、2 隻以上並列させないこと。
 - カ. 潮の干満に応じ、けい留索を調整すること。
 - キ. 荷役その他の作業に際しては、けい船岸壁を損傷しないこと。
 - ク. ねずみの往来を防止するため、けい留索又は昇降はしごには、必ずねずみよけ装置を使用する等適当な措置を講ずること。
 - ケ. ばら積貨物の荷役は、その墜落を防止するため適当な措置を講じ、職員の検査を受け、作業完了したときは、速やかにエプロンを清掃すること。
 - コ. 昇降設備を完全にし、夜間は、これに照明設備をすること。
 - サ. 船舶を修理するため火気を使用する場合は、あらかじめ職員の指示を受けること。
 - シ. 出港前又はけい留中に試運転を行う場合は、十分な見張りを置き、他に損傷を与えないよう注意すること。

(2) 港長関係

- ① 船舶（日本船籍の船舶は総トン数 20 トン以上）が、石狩湾新港に入港したとき又は出港しようとするときには、「入港届」、「出港届」、又は「入出港届」を石狩湾港長に届け出なければなりません。（港則法第 4 条、港則法施行規則第 1 条、第 2 条）
- ② 石狩湾新港内において、汽艇等^(※1)以外の船舶を修繕^(※2)し、又は係船^(※3)しようとする者

- は、その旨を石狩湾港長に届け出なければなりません。(港則法第7条第1項)
- ③ また、修繕中又は係船中の船舶は、石狩湾港長の指定する場所に停泊しなければなりません。
(港則法第7条第2項)
- ※1 「汽艇等」とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいいます。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいいます。
- ※2 「修繕」とは、船体、機関、補機、甲板機械等の修繕により、運航機能に直接支障があつて容易に運航できず、又は運航しようとしても復旧が容易ではない修繕をいいます。
- ※3 「係船」とは、船検査証書を管海官庁に返納して行う係船のほか、比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下でない状態におかれるような船舶であつて、特別の管理体制を構築する必要のある船舶が行う係船をいいます。
- ④ 石狩湾新港内において、危険物を積載した船舶は、石狩湾港長の指定した場所でなければ停泊又は停留することができません。(港則法第21条)
- ⑤ 石狩湾新港内において、危険物の積込み、積替、荷卸又は運搬をする船舶は、石狩湾港長の許可を受けなければなりません。(港則法第22条第1項、第4項)
- ⑥ 石狩湾新港において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは200mを超えてはなりません。(港則法施行規則第9条第1項)
- ⑦ 石狩湾新港において大型の台風、発達した低気圧や津波等の異常な気象・海象時又は海難等が発生した場合には、石狩湾港長が港内にある船舶等に対して、港内からの退去の命令や避難の勧告等を行う場合があります。(港則法第39条第3項(命令)、同条第4項(勧告))
- ⑧ 石狩湾新港内に停泊中の引火性危険物を積載したタンカーに船舶が接げん、又は当該タンカーから30メートル以内の水面に船舶が接近するには、石狩湾港長の許可が必要です。(港長公示第2号(平成30年1月31日))

5-2 係留施設一覧

《東ふ頭》

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
東ふ頭木材岸壁	ES01C	-10.0	185	15,000D/W	B	給水口2個
(仮称)東12m岸壁 R7.5.1暫定供用開始分	—	-10.0	34	—	—	
東2号岸壁	ES02C	-7.5	130	5,000D/W	B	給水口2個
東3号岸壁	ES03C	-7.5	130	5,000D/W	B	給水口2個
東1号物揚場	MN01C	-2.0	200	—	B	
東2号物揚場	MN02C	-3.0	370	20G/T	B	給水口2個
東3号物揚場	MN03C	-2.5	220	5G/T	B	
東4号物揚場	—	-3.0	137	430D/W	—	

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
東船溜物揚場	MN05C	-4.0	400	720G/T	B	給水口 2 個
東船揚場	FN01C	-2.5	100	—	B	

《中央ふ頭》

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
中央ふ頭 D 1 岸壁	CN02C	-7.5	149	5,000D/W	B	管理者：北海道ガス株
中央ふ頭 D 2 岸壁	CN01C	-7.5	149	5,000D/W	D	管理者：北海道ガス株
中央ふ頭 D 3 岸壁	CN03C	-7.5	145	5,000D/W	D	管理者：北海道ガス株
中央ふ頭 LNG 栈橋	CN07C	-13.0	110	85,000D/W	D	管理者：石狩 LNG 栈橋株
苫小牧埠頭 1 号岸壁	CN04C	-7.5	140	5,000D/W	D	管理者：苫小牧埠頭株
苫小牧埠頭 2 号岸壁	CN05C	-7.5	140	5,000D/W	D	管理者：苫小牧埠頭株
苫小牧埠頭 3 号岸壁	CN06C	-7.5	140	5,000D/W	B	管理者：苫小牧埠頭株

《花畔ふ頭》

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
花畔 1 号岸壁	BN01C	-10.0	185	15,000D/W	B	給水口 3 個
花畔 2 号岸壁	BN02C	-10.0	185	15,000D/W	B	給水口 3 個
花畔 3 号岸壁	BN03C	-10.0	170	11,736G/T	B	給水口 3 個
花畔 4 号岸壁	BN04C	-7.5	220	5,000D/W	B	給水口 4 個
花畔物揚場	MN04C	-3.0	390	130 G/T	B	

《樽川ふ頭》

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
樽川 1 号岸壁	TR01C	-10.0	185	15,000D/W	B	給水口 3 個
樽川 2 号岸壁	TR02C	-10.0	185	15,000D/W	B	給水口 3 個
樽川 3 号岸壁	TR03C	-7.5	130	5,000D/W	B	給水口 2 個
樽川 4 号岸壁	TR04C	-7.5	130	5,000D/W	B	給水口 2 個
樽川 5 号岸壁	TR05C	-7.5	130	5,000D/W	B	給水口 2 個

《西ふ頭》

名称	施設コード	水深(m)	施設延長(m)	標準船型	岸壁種別	備考
西1号岸壁	WS01C	-14.0	280	50,000D/W	B	給水口5個

- ※ 岸壁種別は次のとおり。（「危険物積載船舶の停泊場所指定及び危険物荷役許可の基準」より）
- A : 旅客船に係留するバース及びその付近のバース、観光客の雑踏するバース、船舶が極めてふくそうしている場所の付近のバース、市街地に極めて近接しているバース（距離の標準としては100m程度以下）
 - B : A・C1・C2・D以外のバース（市街地からの距離の標準としては300m程度）
 - C1 : 港湾法上の保安港区に指定されたバース、市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース（距離の標準としては500m程度以上）
 - C2 : コンテナ専用岸壁
 - D : 港長が適当と認める専用岸壁（危険物専用岸壁）

5-3 曳船一覧

石狩湾新港で利用できるタグボートは、以下のとおりです。

《連絡先》石狩湾新港管理組合 ☎0133-64-0708

船名	総トン数 (G/T)	馬力	備考
かむい	199	2,000PS×2	曳航力 57.0t（前進） 50.0t（後進）
たていわ丸	196	2,000PS×2	曳航力 62.3t（前進） 51.3t（後進） *2タグ作業時のみ

5-4 船員法指定医療機関一覧

名称	所在地	電話番号	備考
日本海員掖済会 小樽掖済会病院	北海道小樽市稲穂 1-4-1	0134-24-0325	☆
そとぞの内科医院	北海道小樽市稲穂 2-2-1	0134-22-6911	
三ツ山病院	北海道小樽市稲穂 1-9-2	0134-23-1289	
ひまわり会札幌病院	北海道小樽市銭函 3-298	0134-62-5851	
恵愛会 茨戸病院	北海道石狩市花川東 128-14	0133-74-3011	

- ※ 石狩市、小樽市に所在する医療機関のみ掲載。
- ※ 備考欄の☆印は、船舶に乗船している外国人が病気や事故で治療等のため入国審査官の緊急上陸許可を受ける場合に受診が必要となる指定医師が在籍していることを示す。なお、一覧には掲載していないが、石狩市内と小樽市内では小樽検疫所・小樽市保健所・小樽市立病院にも指定医師が在籍。（いずれも2024年12月1日現在の在籍状況）

5-5 港湾関係官公署等

名称	所在地	電話番号
小樽海上保安部	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	0134-27-6166
函館税関小樽税関支署 石狩出張所	石狩市新港中央1丁目202番地 新港ビル	0133-64-6797
札幌出入国在留管理局 小樽分室	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	0134-33-9238
北海道運輸局	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-290-2778
厚生労働省小樽検疫所	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	0134-23-4162
農林水産省横浜植物防疫所 札幌支所小樽出張所	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	0134-23-4166
農林水産省動物検疫所 北海道・東北支所	千歳市美々新千歳空港国際線ターミナルビル	0123-24-6080
北海道開発局小樽開発建設部 小樽港湾事務所	小樽市築港2番2号	0134-22-6131
北海道開発局小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15番5号	0134-23-5214
北海道札幌方面北警察署	札幌市北区北24条西8丁目2-20	011-727-0110
北海道札幌方面小樽警察署	小樽市富岡1丁目7-1	0134-27-0110
小樽市消防本部	小樽市花園2丁目12番1号	0134-22-9138
石狩北部地区消防事務組合 消防本部	石狩市花川北1条1丁目2番地3	0133-74-7113
小樽市産業港湾部	小樽市港町5番1号	0134-23-1107
石狩市企画政策部	石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3158
石狩湾新港振興会	石狩市新港中央1丁目202番地1 新港ビル	0133-64-5461

5-6 港湾施設使用料

区分	内 訳		単 位	金 額		
				外航船	内航船	
1 入港料	入港1回につき総トン数1トンまでごと(700トン以上の船舶に限る)		トン	2円16銭	1円18銭	
2 ひき船「かむい」使用料	(1)基本料金	総トン数3,000トン未満の船舶	時間	30,700円	33,770円	
		総トン数5,000トン未満の船舶	〃	52,000円	57,200円	
		総トン数10,000トン未満の船舶	〃	67,000円	73,700円	
		総トン数15,000トン未満の船舶	〃	101,900円	112,090円	
		総トン数20,000トン未満の船舶	〃	114,600円	126,060円	
		総トン数25,000トン未満の船舶	〃	130,700円	143,770円	
総トン数30,000トン未満の船舶		〃	158,200円	174,020円		
総トン数30,000トン以上の船舶		〃	199,700円	219,670円		
使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。						
(2)割増料金	ア: 冬期 (1)の5割相当額 イ: 執務時間外 (1)の5割相当額 ウ: 荒天時 (1)の5割相当額 エ: 防波堤外 (1)の5割相当額					
(3)待機料	ひき船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったとき (1)及び(2)のイの合計の5割相当額					
(4)石狩湾新港小樽港間回航料	片道	1回		55,000円	60,500円	
(5)通船		時間		38,096円	41,905円	
3 岸壁使用料 岸壁、物揚場(漁港区等を除く)に適用	(1)総トン数100トン以上の船舶	ア 係留時間12時間まで	トン	8円40銭	9円24銭	
		イ 係留時間24時間まで (アの場合を除く)	〃	11円20銭	12円32銭	
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	5円60銭	6円16銭	
	(2)総トン数50トン以上100トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	隻	832円	915円	
		イ 係留時間24時間まで (アの場合を除く)	〃	1,110円	1,221円	
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	555円	610円	
(2)総トン数50トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	〃	405円	445円		
	イ 係留時間24時間まで (アの場合を除く)	〃	540円	594円		
	ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	270円	297円		
4 船舶給水施設使用料	(1)基本料金	ア 総トン数100トン以上の船舶	10mまで	夏期	7,800円	8,580円
				冬期	10,000円	11,000円
		イ 総トン数100トン未満の船舶	5mまで	夏期	3,900円	4,290円
				冬期	5,000円	5,500円
		ウ 上記数量を超える給水の場合	1mまでごと	夏期	780円	858円
				冬期	1,000円	1,100円
(2)割増料金	執務時間外及び荒天時の給水は、基本料金の5割を加算する。					
5 荷さばき地使用料 (漁港区等を除く)	(1)コンクリート舗装の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	m	4円58銭
			16日以降	〃	〃	6円88銭
		イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃	112円59銭
	(2)その他の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	〃	4円40銭
			16日以降	〃	〃	6円60銭
		イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃	107円80銭
(3)西2号荷さばき地		1月ごと	—	—	3,390,200円	
6 港湾施設用地等使用料 (漁港区等を除く)	(1)一般使用料	ア 初日から15日まで	1日までごと	m	3円19銭	
		イ 16日以降	〃	〃	4円84銭	
	(2)専用使用料	ア 防塵柵付舗装地	1月ごと	〃	〃	71円50銭
		イ 舗装地	〃	〃	〃	67円10銭
	ウ 未舗装地	〃	〃	〃	57円20銭	

区分	内 訳			単 位	金 額	
7 上屋使用料	(1)一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	㎡	5円99銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	12円23銭	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	27円7銭	
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	54円94銭	
	(2)専用使用料			1月ごと	〃	343円
	(3)天井クレーン付 上屋一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	〃	19円66銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	40円	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	88円57銭	
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	179円77銭	
	(4)天井クレーン付上屋専用使用料			1月ごと	〃	567円
(5)くん蒸施設使用料			1日ごと	〃	188円	
(6)定温施設使用料			1日ごと	〃	83円	
8 荷役機械使用料	(1)ガントリークレーン			時間	51,040円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(2)リーチスタッカー			時間	5,225円	
使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。						
(3)チップ用荷役機械			月	7,477,800円		
9 計量器使用料	トラックスケール			1回	533円	
10 電気施設使用料	冷凍コンセント			1口ごと	時間	146円
11 漁港施設等使用料 (漁港区等に適用)	(1)港湾施設用地 等使用料	ア 基本料金	1級地	1月ごと	㎡	58円90銭
			2級地	〃	〃	48円51銭
			3級地	〃	〃	41円58銭
		舗装地の場合は各級地の単価に8円7銭を加算する。				
	イ 割増料金	工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く）を設置する場合は基本料金の2割に相当する額を加算する。				
	(2)漁港区等物揚 場使用料	ア 一般使用料	総トン数20トン未満の船舶	1日までごと	隻	172円
			総トン数20トン以上の船舶	〃	〃	346円
		イ 登録使用料	登録期間1月までの船舶		トン	138円60銭
			登録期間1月を超え3月までの船舶		〃	381円15銭
			登録期間3月を超え6月までの船舶		〃	727円65銭
登録期間6月を超え9月までの船舶			〃	1,039円50銭		
登録期間9月を超え1年までの船舶		〃	1,316円70銭			

備考

- 「漁港区等」とは、漁港区及び船溜をいう。
- 夏期は4月1日から11月30日までとし、冬期は12月1日から翌年3月31日までとする。
- 執務時間は、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律【昭和23年法律第178号】に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び管理者が必要と認める日をいう）を除き午前9時から午後5時30分までとする。
- 「1級地」とは、係留施設の法線から50メートル以内の用地、「2級地」とは、係留施設の法線から150メートル以内の用地で1級地以外のもの、「3級地」とは、1級地及び2級地以外のものをいう。
- 「外航船」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船」とは、外航船以外の船舶をいう。
- 入港料の金額の算出に当たっては、次に掲げる入港回数を適用する。
 - 同一船舶が1日2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とする。
 - 同一船舶が1月11回以上入港する場合は、1月につき入港10回とする。
- 1月を単位とするものの1月未満は、15日までは半月分、16日以上は1月分とする。
- 通船で使用する際に、2(2)アとイに該当した場合は、それぞれの割増料金を適用する。

5-7 石狩湾新港の沿革

年次		主な出来事
明治4年 ～明治43年		ファンゲント、C・S・メーク、岡崎文吉、広井勇らにより、石狩湾に新たな港湾建設の構想が立てられる
昭和14年		北海道庁、「石狩湾修築並びに工業地帯造成計画」を立案、戦時下で時局悪化のため中止
昭和45年	7月	「第3期北海道総合開発計画」が閣議決定され、新港の建設及び背後地域の開発が決定
昭和46年	7月	北海道、「北海道工業団地開発事業条例」を改正し、石狩湾新港地区を買収区域に含める
	10月	石狩湾新港地域開発連絡協議会発足
	11月	石狩湾新港地域開発計画委員会設置
昭和47年	1月	石狩開発（株）が第3セクターとして組織変更
	8月	北海道開発庁、北海道開発審議会の答申を得て「石狩湾新港地域開発基本計画」を庁議決定
昭和47年	10月	石狩湾新港港湾区域の運輸大臣認可
	〃	北海道、石狩湾新港の港湾管理者になることを告示
	11月	石狩湾新港港湾計画の運輸大臣承認
昭和48年	1月	試験突堤工事開始
	4月	重要港湾に指定
	8月	東防波堤工事に着手
	〃	石狩湾新港港湾計画の告示
昭和49年	5月	島防波堤工事に着手
昭和50年	6月	東地区公有水面埋立事業の運輸大臣認可、同工事着手
昭和51年	11月	石狩湾新港地域の土地利用計画決定
	12月	石狩開発（株）、花畔第1土地区画整理事業に着手
昭和52年	10月	石狩湾新港地方港湾審議会設立
昭和53年	2月	北防波堤工事に着手
	4月	石狩湾新港管理組合設立（札幌市に事務所を置く）
	6月	石狩開発（株）、用地分譲を開始
昭和55年	6月	東地区公有水面埋立事業の運輸大臣認可、同工事着手（木材港区）
昭和57年	7月	港則法による港域の指定

年次		主な出来事
	8月	東埠頭木材岸壁、一部供用開始（-10m 1バース）、第1船入港
	9月	石狩湾漁業操業安全基金協会設立
昭和58年	10月	中央地区公有水面埋立工事に着手
	〃	中央水路掘込工事に着手
昭和63年	3月	花畔埠頭岸壁一部供用開始（-10m 2バース）
	7月	公共上屋花畔1号供用開始
	8月	石狩湾新港港湾計画を改定
昭和64年	1月	植物防疫法に基づく木材輸入特定港に指定
平成元年	8月	樽川埠頭岸壁工事に着手
平成2年	5月	小樽市と石狩町との行政区域境界変更の告示
	8月	中央埠頭LPG第1船入港
平成3年	10月	樽川埠頭岸壁一部供用開始（-10m 1バース）
	〃	公共上屋樽川1号供用開始
平成4年	8月	管理組合事務所、石狩町（現石狩市）に移転
平成6年	4月	出入国管理及び難民認定法に定める出入国港の指定
	6月	関税法に基づく港指定
	7月	検疫法に基づく無線検疫港指定
平成8年	2月	公共上屋樽川2号供用開始
	8月	トラックスケール供用開始
	10月	中央埠頭オイルタンカー第1船入港
	12月	公共上屋花畔2号供用開始
平成9年	7月	外貿定期コンテナ航路開設〔興亜海運（株）〕
	12月	石狩湾新港港湾計画を改定
平成10年	11月	岸壁等使用料の12時間制導入
平成11年	1月	公共上屋花畔3号供用開始
	4月	植物防疫法に基づく植物防疫港に指定
	〃	花畔3号上屋・くん蒸施設供用開始
	6月	石狩ポータルラジオ開局
平成12年	4月	家畜伝染病予防法に基づく動物検疫港に指定
	6月	外航商船入港1,000隻達成（道内港湾最短の開港後6年1ヶ月）

年次		主な出来事
平成 13 年	12 月	ガントリークレーン供用開始
平成 14 年	5 月	国際物流ターミナルの核となる-14m 岸壁工事に着手
	12 月	食糧庁から外国米輸入予定港に指定
平成 15 年	4 月	内閣総理大臣より、構造改革特区「港湾物流特区」として認定
	〃	国土交通省によるリサイクルポートに指定
	10 月	外貿新定期コンテナ航路開設 [高麗海運 (株)]
平成 17 年	5 月	検疫法に基づく検疫港に指定
平成 18 年	12 月	多目的国際ターミナルの核となる-14m 岸壁供用開始、第 1 船入港
平成 22 年	8 月	国土交通省より、重点港湾に選定
平成 23 年	11 月	国土交通省より、LNG 機能に係る日本海側拠点港に選定
平成 24 年	10 月	港則法上の「特定港」に指定
	〃	LNG 船第 1 船入港
平成 25 年	5 月	内航船による LNG 輸送開始
平成 25 年	6 月	中央水路地区耐震強化岸壁 (花畔埠頭) 供用開始
平成 26 年	12 月	石狩湾新港長期構想の策定
平成 27 年	1 月	外航商船入港 6,000 隻達成
	7 月	石狩湾新港港湾計画を改訂
	10 月	外貿定期コンテナ航路開設 [長錦商船 (株)]
平成 29 年	5 月	国土交通省より、農林水産物輸出促進計画の全国第 1 号の認定
平成 30 年	11 月	外航商船入港 7,000 隻達成
令和 2 年	1 月	外貿定期コンテナ航路開設 [南星海運 (株)]
	9 月	ガントリークレーン 2 号機供用開始
令和 3 年	9 月	東地区国際物流ターミナル整備事業に現地着手
令和 4 年	3 月	外航商船入港 8,000 隻達成
令和 5 年	12 月	港湾区域内に洋上風力発電施設 14 基が完成
令和 6 年	6 月	開港 30 周年

【制作】

石狩湾新港安全対策協議会
(事務局：石狩湾新港管理組合管理グループ)

〒061-3244 北海道石狩市新港南2丁目725-1

☎0133-64-0708